

えん罪被害を防ぎ、被害者救済が適正に行われるための早急な法整備について

東 海 部 会 提 出

再審制度は、三審制の下で確定した有罪判決について、一定の重大な瑕疵があった場合にこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続である。

えん罪は有罪とされた者や家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない国による最大の人権侵害である。

えん罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にしてえん罪が発生した場合に、速やかに救済することは国の基本的責務であり、再審制度は重要な意義を持っている。

通常審については、戦後間もなく刑事訴訟法が改正され、刑事手続における基本的人権の保障と公正な裁判を実現するべく詳細な規定が置かれたほか、近年でも、証拠開示制度の整備、国選弁護制度の拡充、取調べの録音・録画等刑事手続の改善が進められている。

しかし、現行法に基づく過去の再審事件では、袴田巖さんの再審の例を見るまでもなく、証拠開示が不十分で著しく遅かったこと、検察官抗告等によって手続が長期化したなどの課題が挙げられる。

えん罪は減らすことはできても絶対になくなることはない。

慎重な裁判を行うことでその誤りを防ぐ三審制が採用されているにも関わらず、幾つもの再審無罪判決が出されてきたことを考えれば、再審に係る確固たる手続を整備する必要性は明らかである。

よって、国において下記のことを要望する。

記

- 1 裁判において、捜査機関は要求のあった証拠については速やかに提出されるよう更なる法整備を進めること。
- 2 再審開始の決定があった場合は、可及的速やかに審理が開始されるよう具体的な審理手続を整備すること。
- 3 えん罪被害の救済に資するように再審請求手続の審理の在り方に関する規定を整備すること。
- 4 現時点でえん罪被害が認められる事案については速やかに対応すること。